

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省自動車局自動車情報課）

制 度 名	自動車検査証の電子化に伴う所要の措置											
税 目	自動車重量税											
要 望 の 内 容	<p>自動車保有関係手続きに関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化に向け、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1490 999"> <tr> <td data-bbox="874 831 1198 880">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1198 831 1276 880">—</td> <td data-bbox="1276 831 1490 880">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 880 1198 929">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1198 880 1276 929">(</td> <td data-bbox="1276 880 1490 929">— 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 929 1198 999">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1198 929 1276 999">(</td> <td data-bbox="1276 929 1490 999">— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(	— 百万円)	(改正増減収額)	(	— 百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(	— 百万円)										
(改正増減収額)	(	— 百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「自動車保有関係手続きに関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進・・・に取り組む。」とされていることを踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において、「自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進・・・に取り組む。」とされている
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—